

旧警戒区域（富岡町）から避難した夫婦の避難慰謝料について、夫につき両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金7万円の増額、また、妻につき夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金5万円の増額が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、X2（以下、申立人兩名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記期間に対する下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばず、下記期間後に生じた損害に関する申立人らの損害賠償請求権は消滅しないことを相互に確認する。

#### 記

- |      |            |
|------|------------|
| 損害項目 | (1) 避難費用   |
|      | (2) 一時立入費用 |
|      | (3) 営業損害   |
|      | (4) 精神的損害  |
|      | (5) 弁護士費用  |

期 間 平成23年3月11日から平成24年5月末日まで

### 第2 損害金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に係る金4,828,862円の損害が生じたことを認める。

#### (内訳)

#### I 申立人X1について

(1) 避難費用	金822,600円
i 交通費	金21,000円
ii 雇用促進住宅共益費	金9,600円
iii 謝礼	金192,000円
iv 家財道具購入費	金400,000円
v 被服費増加分	金200,000円
(2) 一時立入費用	金227,615円
(3) 精神的損害	金1,570,000円
	合計金2,620,215円

#### II 申立人X2について

(1) 営業損害	金518,000円
(2) 精神的損害	金1,550,000円

合計金 2,068,000円

Ⅲ 弁護士費用

金 140,647円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害金金4,828,862円から、仮払金金1,300,000円を差し引き精算した、和解金金3,528,862円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項(1)(2)(3)記載の損害項目(同項記載の各期間に限り、遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月14日

(仲介委員 兼川真紀)